

○財務省告示第二百九十七号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十四年八月六日に発行した利付国債の発行  
条件等を次のとおり告示する。  
平成二十四年九月十一日

財務大臣 安住 淳

- 一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百二十四回）
- 二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項
- 三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格
- 四 発行方法



七		二		八		ロ		入											
札	非	入	価	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	札	非	入	
発	競	札	格	入	札	入	格	・	債	入	札	入	格	・	債	発	競	札	
行	争	発	競	札	入	札	競	第	参	入	札	入	競	I	加	行	争	発	
行	入	行	争	額	発	発	額	II	加	場	発	発	額	I	場	入	入	行	
百	五	八	二		で	た	条	特	特	で	た	条	特	特	で	た	条	特	千
円	十	万	兆		六	利	第	別	別	二	利	第	別	別	五	利	第	別	二
	一	円	九		十	付	一	会	会	千	付	一	会	会	十	付	一	会	百
	億		百		七	国	項	計	計	億	国	項	計	計	一	国	項	計	二
	三		八		億	債	の	に	に	二	債	の	に	に	億	債	の	に	十
	千		十		円	に	規	関	関	千	に	規	関	関	二	に	規	関	五
	五		七			つ	定	す	す	三	つ	定	す	す	千	つ	定	す	万
	百		億			い	に	基	基	百	い	に	基	基	三	い	に	基	円
	八		九			て	づ	き	法	万	て	づ	き	法	百	て	づ	き	第
	十		千			、	額	発	律	四	、	額	発	律	万	、	額	発	第
	万		五			額	面	行	第	十	額	面	行	第	十	額	面	行	四
	七		百			金	金	し	十	面	金	金	し	十	面	金	金	し	十
	千		三			額	行	し	六	金	額	行	し	六	金	額	行	し	十
	五		十			し	六	十	六	十	し	六	十	六	十	し	六	十	五

う、財政法第四十一条の規定

に、ついで、特別会

計に、関係する法律第四十一条

の規定に基づき、発行した利

付金の額は、千四百六十

億、千三百六十億、千

億、千三百六十億、千

億、千三百六十億、千

億、千三百六十億、千

億、千三百六十億、千

億、千三百六十億、千

億、千三百六十億、千

億、千三百六十億、千

億、千三百六十億、千

億、千三百六十億、千

億、千三百六十億、千

億、千三百六十億、千

億、千三百六十億、千

億、千三百六十億、千

億、千三百六十億、千

億、千三百六十億、千

億、千三百六十億、千

億、千三百六十億、千

億、千三百六十億、千

億、千三百六十億、千

億、千三百六十億、千

億、千三百六十億、千

億、千三百六十億、千

億、千三百六十億、千

億、千三百六十億、千

億、千三百六十億、千

億、千三百六十億、千

億、千三百六十億、千

億、千三百六十億、千

億、千三百六十億、千

億、千三百六十億、千

億、千三百六十億、千

億、千三百六十億、千

億、千三百六十億、千

億、千三百六十億、千

億、千三百六十億、千

億、千三百六十億、千

億、千三百六十億、千

億、千三百六十億、千

億、千三百六十億、千



十 十  
三 二

の 経 利 入 価  
払 過 札 格  
込 利 発 競  
み 子 率 行 争

(一) 年

○・八パーセント  
は、募入決定の通知を受けた者  
は、募入決定額に加えた次の算  
式により規定する日金に第二  
十号に規定する期日に払い込  
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.8}{100} \times \frac{47}{365}$$

(二)

発行時にあって、その利息  
に係る所得税が源泉徴収され  
るものとして、又は振替口座簿  
中の記録されるもの  
の座に記載又は記録されるもの  
のついでには、前記(一)の算式  
により算出した金額から当該  
金額に百分の二十を乗じた金額  
額(おたし、の当該国債を発行  
時に、おいたし、取得する者が  
住者又は外国人居場合  
に、又は前記(一)の算式による  
に出た金額に、(一)の算式によ  
は、外国法人が適用を受ける所  
得税の税率を乗じた金額を  
控除することができる。

十 四  
初 期 利 子

平成二十四年十二月十日を  
払期とし、次の算式により算出  
した金額を支払う。ただし、支  
払った金額を休業日に支払う  
は、その翌営業日に支払うとき  
は、その翌営業日に支払うとき  
下、次の期及日について同じ。  
規定する期日。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

二十	十九	十八	十七	十六		十五
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限	後の二期子
平成二十四年八月六日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額につき百円	平成三十四年六月二十日	る利息を支払う。	い、その日以前六月間に属す
						日を支払うとし、各支払期にお
						毎年六月二十日及び十二月二十